

# 分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会  
No.146 2016.1.24  
発行責任者 松本 幸一  
編集責任者 教 宣 部

## この会社はどうなっているのか？ 何度も繰り返される事情聴取！！

1月21日、大阪仕業検査車両所に従事している社員がまたしても総務科に呼ばれ、通勤手当の戻入についての事情聴取がありました。この社員は19日も呼ばれ、事情聴取をされ、会社は「これが最後」と言っておきながら2日後にまた、呼んだのです。

この問題は分会情報No.136、No.139、No.143でも明らかにしたように、この社員は通常、車で通勤していますが、健康のために数回、徒歩で出勤したことで会社は「通勤手当を返せ」と言ってきたのです。「50%以上の通勤で戻入になる」という賃金規定にも書いていない書面を持ち出して戻入を迫ってくるのです。この書面を見ることはできないし、そこに「50%以上の通勤で戻入になる」と書いてあるかも不明です。会社は賃金規定を無視し、勝手な書面を持ち出し、社員に戻入を迫るなどまったくの暴挙です。許されません！！

## まるで冤罪を生む悪辣な取り調べだ！！

この問題は昨年8月17日に徒歩出勤したことを8月19日に事情聴取され、その後8月26日、9月29日、9月30日、11月17日、そして今年1月19日、1月21日と計7回も事情聴取されているのです。これはもう異常というほかありません。

会社は今回の事情聴取の中で、職場に入った場所（西門か東門か。また、どのゲートを通ったか）や時間（何時何分何秒）なども提示してきました。

しかし、これでは車か自転車か徒歩か分かりません。この社員も「判らない」と言っているのにもかかわらず、何度も事情聴取されているのです。

この社員は「こんな事情聴取が続くのなら、一か月2000円なので認めて返した方が楽かな」と思ったこともあったそうです。

**私達は会社によるパワハラや異常な事情聴取について断固、闘います！！  
会社は社員の行動を常に監視しているんだね！！**